

北朝鮮の核実験に断固抗議する決議

去る2月12日、北朝鮮は、一連の国連決議や6者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反し、実に3回目となる核実験を強行した。

国際社会は、昨年12月12日の事実上の弾道ミサイル発射を受けて、本年1月22日、国連安保理において、北朝鮮に対し、決議1718号及び1874号の遵守やすべての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号を採択するなど、懸念を表明していた。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国としても、また本県においては一昨年の福島第一原子力発電所事故以来、放射能災害によって全県民が甚大な被害を被っている現状からも、断じて容認できない暴挙であり、本県議会としても厳重に抗議し、断固として非難する。

北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府においては関係諸国と連携し、我が国の安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講じた上、経済制裁を発動するなど、毅然とした速やかな対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年2月18日

福 島 県 議 会